

# 伊根町教育大綱

令和3年3月  
伊根町

## 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に基づき、本町の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策を示すものであり、「第6次伊根町総合計画」に即して定めるものです。

本町の教育を一層充実させるための基本的な計画と施策となる新たな「伊根町教育大綱」について、平成27年11月に策定した大綱を昨年度に見直したところではありますが、本町教育行政のさらなる振興を図るために協議及び調整を重ね、改めて策定しました。

## 大綱の構成内容

- 1 はじめに
- 2 基本理念
- 3 目指す人間像
- 4 はぐくみたい力
- 5 重点目標
- 6 計画の期間

## 1 はじめに

本町では、令和2年3月に新たな第6次伊根町総合計画を策定しました。「人」を中心に据え、住民一人ひとりがいきいきと暮らしていけるまちづくり計画、“ひとが生き生き”を目標像に掲げた前次総合計画の取組や方向性を継続するとともに、将来を見据えた持続性のある方針と「自助・共助・公助」の視点を更に強化し、同じ目的に向かって住民・地域・行政が各々の立場から取り組むことができる新たな総合計画を策定しました。

本町では既に本格的な人口減少や少子高齢化が進み、地域の中の担い手も減少しているところですが、次代を担う子どもたちが、自分たちの言葉でふるさとを語り、ふるさとを誇る心を育むことのできる環境、ふるさとを深く知り、健やかに育つことのできる環境を整えることは大変重要なことであると考えています。

それゆえに、自然豊かで地域力の高い本町だからこそできる、まち全体を学習の場にして、“ひと・もの・れきし”と“こころ”を学ぶことのできる教育環境づくりをより一層推進していきます。

また、誰ひとり取り残すことのない“子育て日本一のまち”を目指し、医療費や教育に係る費用等の経済的サポートの充実だけでなく、家庭・地域・学校が一体となった切れ目のない各種サポートも行い、子育て世代が安心して生活できる環境整備を計画的に推進していきます。

本町には幸い、誇れる自然と歴史や文化・景観があります。少子化が進む中であつても文化・スポーツの振興に向けて、つながり合う人の和があります。

未来を託す子どもたち、望むべく町の今を創造していく若者たち、ふるさとを守り続けて来られた諸先輩方、一人ひとりが生涯に渡って学び続け、人生の質を高めることのできる本町だからこそ、誰もが心豊かに暮らすことができるまちづくり、夢や幸せを実現できる教育環境づくりに努めます。

## 2 基本理念

【 みんなで創る ええまち 伊根 】

心豊かに暮らせる美しい“ええまち”を創るため、自立的に参画できる力を養う。

自然・伝統・文化の魅力あふれる“ええまち”を守るため、組織的に協働できる力を養う。

## 3 目指す人間像

- ◇ 文化や伝統等の貴重な財を継承し、全ての人々が幸せに暮らせる未来を創造できる人
- ◇ 全ての人々の人権を尊重し、人とつながり、社会に貢献できる人
- ◇ 課題解決に向けて、不屈の精神で全力を出し切り、夢や目標を達成できる人

#### 4 はぐくみたい力

● 未来創造力 〔新たな価値を 生み出す力〕	● 社会貢献力 〔多様な人と つながる力〕	● 目標達成力 〔主体的に 学び合える力〕
------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

#### 5 8つの重点目標

山・海・川などの自然の豊かさ、故郷でつながり合う地域コミュニティ力の強さ、重要伝統的建造物群などの誇れる歴史・文化・景観など、伊根町は、かけがえのない物的・心的な宝財を保存しています。

これらを十分に活用するとともに、本町の強みを最大限に生かした教育費無償化をはじめとした諸施策を効果的に講ずることにより、「誰ひとり取り残すことのない子育て及び教育」、「伊根ならではの教育振興」を充実させることが求められています。以下、その重点目標を掲げます。

- (1) 知力・心力・体力を伸ばす教育環境整備
- (2) 一人一人の個性や能力を引き出す教育環境整備
- (3) ひとが生き生きと輝くまちづくりに貢献できる人材育成
- (4) 安心かつ安全な子育て環境及び教育環境の整備
- (5) 愛郷心の涵養及び人権意識の高揚
- (6) 地域コミュニティの充実と地域・家庭・学校の連携推進
- (7) 文化・芸術活動及び生涯学習・生涯スポーツの充実
- (8) 文化財の保護及び文化財を活用したまちづくりの推進

#### 6 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から、第6次伊根町総合計画前期基本計画の最終年度である令和6年度までの4年間とする。